

様式第8号(刑訴第198条)

(甲)

供 述 調 書	
本 籍	神奈川県 [REDACTED]
住 居	神奈川県 [REDACTED]
(電話 [REDACTED])	
職 業	会社役員 (大川原化工機株式会社)
氏 名	島田 順司 (しまだ じゅんじ)
昭和28年5月10日生 (65歳)	
上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件につき、平成31年2月15日、警視庁総務部留置管理第一課原宿分室において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。	
1 本日は、噴霧乾燥器が輸出貿易管理令に追加規制されるにあたり、平成24年2月に、輸出管理に関する調査・研究を行い経済産業省へ提言するなどを目的とする一般財団法人 [REDACTED]、通称 [REDACTED] において、経済産業省や [REDACTED] の担当者らに対し、噴霧乾燥器の規制要件を要請してきたこと等について話します。	
噴霧乾燥器の追加規制については、前回話したとおり、平成24年1月24日に弊社で行われた打合せで、私が経済産業省の [REDACTED] さんと [REDACTED] の [REDACTED] さんに、噴霧乾燥器の概要等を説明した際、噴霧乾燥器が輸出規制対象となる見通しである旨の具体的な説明を受けました。	
それ以降、噴霧乾燥器の輸出に重きを置いている弊社の立場から、規制内容によっては大きな障害となり得ると考え、また噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして業界を代表し、規制による影響が出ないよう	

警 視 庁

民生用の輸出は止めないでください
広範囲にならないような規制条件にしてください
等と強く要望を出しました。
この要望事項は、当時、大川原社長と相嶋専務の意見も取り入れながら、
会社の意見として、事あるごとに私が、経済産業省の担当であった■さん
や■の■さん、■さんらに伝えてきたことでした。
2 平成24年1月24日の打合せから約1月後に、弊社、経済産業省、■
■の担当者が集まり、再度、噴霧乾燥器の規制に向けた打合せを行いた
いというメールが■の■さんから来ました。
このときの資料を見せていただければ、打合せの内容や経緯を具体的に説
明することができます。
このとき本職は、平成30年12月17日付け当課司法警察員警部補■
作成の「出力結果報告書（本社第121号メール）」に添付の資料の必要部分
を資料1、平成31年2月5日付け当課司法警察員巡査部長■作成の「証
拠品複写報告書（■任意提出・名刺）に添付の資料を資料2、
同年2月13日付け当課派遣警視庁小金井警察署司法警察員巡査部■作
成の「証拠品複写報告書（本社第411号生物兵器製造関連資機材）」に添付
の資料を資料3として被疑者に示し、説明を受けた後、資料番号を付して本調
書末尾に添付することとした。
資料1は、今話した、■の■さんから私宛に送られたメール
文で、内容を見ますと、この打合せが
平成24年2月23日の午前10時から、■の第5会議室
で実施される旨の連絡文書です。

警 視 庁

このときの先方の出席予定者として、経済産業省の[]さん、[]
の[]さんらの名前が書かれています。

資料2は、[]の[]さんが保管していた名刺の写しと説明を受け
ましたが、私と当時専務であった相嶋静夫の名刺に平成24年2月23日付
けの押印があるように、この日の打合せには、弊社から私と相嶋専務が出席
しました。

相嶋専務については、前回の1月24日の打合せで、噴霧乾燥器に関する
専門的なことや規制条件に関する突っ込んだ話が出た場合、自分では対応し
きれないと思い、私から相嶋専務に

私では対応が無理なので、一緒をお願いします
と依頼して同行してもらいました。

また資料2に、私と海外営業部の[]の名刺に平成23年4月20日
付けの押印があるのは、当時、[]の担当者から、噴霧乾燥器が輸出
規制品目になる可能性があるとのことで器械の概要等の説明を求められた際、
私と[]がシステックに行き、[]さんらに器械の特徴や仕様等を説明した
と記憶しています。

資料3にある3枚の書面は、本社の3階から押収されたもので、[]
[]が2011年に発行したガイダンスの冊子にまとめて挟まれていたものと
の説明を受けました。

このうち1枚目の「[]臨時実施会合の結果」と表題ある英文の書面は、
生物・化学兵器関連の製造設備等を規制する[]、通
称[]の改正案原文に手書きで加除訂正がされたものです。

この右上部に

2012年2月23日 HPT ()
2012/02/23 08:53:05
と記載があり、
2012年2月23日の午前8時53分
に、HPTが意味する () に勤めながら、 ()
の担当も兼ねていた () さんが手書きしたファックス用紙だと分かります。
内容は、 () で決められた噴霧乾燥器の省令として規制される内容ですが、
数字1、2、3の原文を和訳すると
1. 水分蒸発量が1時間あたりの0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
2. 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
3. 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが可能なもの
となっておりますが、この () の改正案原文に、
1には、40kg/h ≧ 1,000kg/day
2には、 or by minimal modification of spray dryer with and
3には、steamを加え、 or disinfected
と手書きされており、これを和訳すると
1. 水分蒸発量が1時間あたりの0.4キログラム以上40キログラム以下のもの
2. 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

警 視 庁

3. 定置した状態で内部の蒸気滅菌をすることが可能なものと修正された内容となっています。
これは、当時、日本が[]に対し、規制条件の変更を提案していた内容であり、当日は、この関係を中心に説明を受けました。
資料3の2枚目の書面も、[]改正案の原文が記載されたものですが、この手書き部分については、誰が書いたのか分かりません。
なお、この1枚目と2枚目の書面は、当日の打合せの席で配布されました。
3枚目には、
経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課国際係長 []
安全保障貿易審査課上席安全保障貿易審査官 []
[] 一般財団法人安全保障貿易情報センター
調査研究部主任研究員 []
[]
輸出管理本部副本部長 []
[] 株式会社 膜・水処理事業部
マイクロザ営業部渉外担当部長 []
という5名の方の名刺がコピーされています。
[]さんと[]さんは、名刺の肩書きが民間会社名になっていますが、2人とも当時は、[]の担当者を兼ねていました。
この名刺のコピーは、平成24年2月23日の打合せの際に私が名刺交換したものを、社長の大川原正明に報告するときに、出席者や連絡先が一目で分かるように作成したものです。

警 視 庁

これらの資料から、
平成24年2月23日に[]の会議室
で行われた打合せは
弊社が、私、相嶋専務
経済産業省が、[]さんと[]さん
[]が、[]さん、[]さん、[]さん
の7名で行われたことを改めて確認しました。
3 この打合せは、[]において提議された改正案原文に対し、経済産業省・
[]側と弊社側の双方が意見を出し合う形式で行われましたが、弊社
側は、主に上司の相嶋専務が発言をしました。
冒頭あたりに、[]さんから、資料3の[]原文を引き合いにして、[]
で決められた改正案の3の「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすること
ができるもの」という規制について
日本は「滅菌・殺菌の範囲を蒸気滅菌に限定すべき」と提案してい
るが、日本以外の各国が[]原文の「滅菌又は殺菌」に合意している
ため、原文のままになる見込みです
旨の説明がありました。
このとき、[]さんが提示された原文の英文は、資料3の2枚目にある
Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic
microorganisms having all of the following characteristics;
1. a water evaporation capacity of $\geq 0.4\text{kg/h}$ and $\leq 400\text{kg/h}$;
2. the ability of generate a typical mean product particle
size of ≤ 10 micrometers with existing fittings or by

minimal modification of spray-dryer with atomization
nozzles enabling generation of the required particles
size; and
3. capable of being sterilized or disinfected in situ
という規制内容でした。
ここで、[]さんの説明を聞いた相嶋専務は、[]原文の規制条件に納得
がいかなかったようで、相手の言葉尻を捉える感じで、突然
なんで、こんな規制をするんだ
等と大声で[]さんに怒鳴りかかりました。
それを聞いた[]さんも、何と言ったかまでは思い出せませんが、同じよ
うに相嶋専務に怒鳴り返したところ、今度は、喧嘩みたいに大声で口論をす
る事態となってしまいました。
私としては、急な展開でしたので、ただ呆然としていました。
その後、相嶋専務も少し落ち着きを取り戻して、弊社側と経済産業省、[]
[]側で、[]改正案を基に、噴霧乾燥器の規制条件である
1 水分蒸発量
2 平均粒子径
3 定置での滅菌・殺菌
について討議を継続しました。
1の水分蒸発量について、確か相嶋専務は、
水分蒸発量の数値を規定する上で、入口・出口温度と風量の基準値
を決めないとならない
温度や風量が変わると、蒸発量も変わってしまう

また、水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キロ
グラム以下というのは、規制が広範囲すぎる
と意見を出しました。
私も、この項目について
この原文のままだと、弊社製の定形機は、全て該当してしまう
とにかく規制範囲が広すぎる
と思いました。
2の平均粒子径について、相嶋専務は、
まず、粒子径の計測方法を特定しないとならない
と提案しましたが、私も同感でした。
3の定置での滅菌・殺菌について、相嶋専務は、
滅菌・殺菌という規制になると、殺菌では、菌が一部生き残ってい
る可能性があるから、蒸気滅菌にすべきである
旨の意見を出しながら、いろいろと菌に関する専門的な知識を披露していま
した。
私も、この規制に対しては
殺菌も含めると、規制がかなり広範囲になり、一般貿易、平和利用
の取引にも大きな支障が出る
つまり輸出できなくなる
何でなんだ
やはり、蒸気滅菌に限定すべきだ
と強く思いました。
なお、この規制内容に関する打合せから、私が平成24年1月24日の打

合せて噴霧乾燥器に関して説明した内容についても、経済産業省・
側が再確認していると感じました。
このとき本職は、平成31年1月24日付け当課司法警察員警部補
作
成の「資料入手結果報告書（噴霧乾燥器の規制に関する資料）」に添付
の資料の必要部分を被疑者に示し、説明を受けた後、資料4として本調書末尾
に添付することとした。
資料4は、平成24年1月24日に弊社の本社3階会議室で、さんか
らの質疑に私が回答をした記録と思われますが、2枚目に
2月23日の討議・確認事項（候補；案）
と記載があるため、私がさんに説明した内容の確認事項だと思います。
滅菌・殺菌に関する私の回答及び、回答に対する確認事項を見ますと、
(13)スプレードライヤーの中での滅菌、殺菌の概念はない。
に対し
◎(13)については、本当に断定できるのか疑問であり、「在る」と
想定すべきと考える。
と、
(14)入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、
殺菌できる。
に対し
◎(14)について、この温風方法では完全な滅菌・殺菌にならないの
ではないか。
と、私の回答に対する意見や、滅菌・殺菌の方法・可否等について書かれて
います。

警 視 庁

私は、平成24年1月24日の打合せにおいて、[]さんから、噴霧乾燥
器の内部を滅菌・殺菌することが可能であるかについて聞かれた際、前回も
話しましたが、
噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込んで、その内部を一
定時間100度程度の高温に保てば、大腸菌レベルの一般的な菌は死
滅する、つまり殺菌できると認識していた
ので、このように回答しました。
私の(14)の回答に対し、この温風方法では完全な滅菌・殺菌にならないの
ではないかと意見が付されてはいますが、結局、2月23日の打合せの場で、
蒸気滅菌に限定すべきという案を[]に提出したのは日本だけであり、殺菌
を規制範囲に含む[]の原案が決議される方向にある旨の説明を受けること
になったのです。
4 噴霧乾燥器に対する[]の改正案が、このように到底納得し難い規制内容
になりつつあったので、私はこの件を社長に報告しました。
打合せの当日かその翌日だったと思いますが、私は1人で本社3階の社長
室に行き、資料3にある出席者から受領した名刺をコピーしたものと[]改
正案原文を社長に見せながら
2月23日にこの方達と打合せをしました、[]の原文どおりに
広範囲な規制になるようですよ
と口頭で報告しました。
すると、社長は
不満気な表情を見せ、納得していない様子
で、経済産業省に対する新たな申し入れなど、特に具体的な指示がなかった

ので、社長も不満ではありながら、経済産業省が示した「殺菌」の入った

の原案を聞き入れざるを得ませんでした。

島田 順司

以上のとおり録取して読み聞かせた上
閲覧させたところ、誤りのないことを申し立てる葉
の欄外に指印した上、末尾に署名指印した。

前 同 日

警視庁公安部外事第一課

司法警察員警部補

立会補助者

警視庁公安部外事第一課派遣

警視庁小金井警察署

司法警察員巡査部長

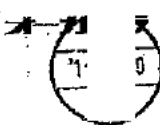
資料 1

URL : http://www. or. ip/

資料 2



液体の微粒化・乾燥・粒子づくり



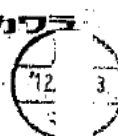
海外営業部
部長 島田 順司



大川原化工機株式会社



液体の微粒化・乾燥・粒子づくり



専務取締役 相嶋 静夫

大川原化工機株式会社



〒生紙使用



液体の微粒化・乾燥・粒子づくり



海外営業部
係長



大川原化工機株式会社



〒生紙使用



液体の微粒化・乾燥・粒子づくり



海外営業部
部長 島田 順司

大川原化工機株式会社



〒生紙使用

資料 3

2012年2月27日

HPT

2012/02/23 08:53:05

[I] [A G] AG臨時実施会合の結果

without the propagation of aerosols,

Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics;

40 kg/h $\approx$ 4,000 kg/day

1. a water evaporation capacity of $\geq 0.4 \text{ kg/h}$ and $\leq 400 \text{ kg/h}$;
2. the ability to generate a typical mean product particle size of ≤ 10 micrometers with existing fittings *or by minimal modification of spray-dryer with and* atomization nozzles enabling generation of the required particles size; and
3. capable of being *sterilized or disinfected in situ.*

steam
以上、簡単ですが、ご報告まで。

Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics;

乾燥温度

71℃

1. a water evaporation capacity of $\geq 0.4\text{kg/h}$ and $\leq 400\text{kg/h}$;
2. the ability of generate a typical mean product particle size of ≤ 10 micrometers with existing fittings or by minimal modification of spray-dryer with atomization nozzles enabling generation of the required particles size; and
3. capable of being sterilized or disinfected in situ



経済産業省

貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課
国際係長

[Redacted]

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

[Redacted]

QISTEC

一般財団法人
安全保障貿易情報センター
調査研究部

主任研究員

[Redacted]

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

URL: <http://www.istec.go.jp/>

経済産業省



METI
Ministry of Economy,
Trade and Industry

貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易審査課
上席安全保障貿易審査官

[Redacted]

〒100-8901
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

[Redacted]

輸出管理本部
副本部長

[Redacted]

[Redacted]

株式会社

[Redacted]

[Redacted]

膜・水処理事業部
マイクロザ営業部
渉外担当部長

[Redacted]

[Redacted]

株式会社

[Redacted]

[Redacted]

資料 4

大河原加工機軸訪問記録

1. 日時: 2012年1月24日

2. 場所: 大河原加工機軸本社

3. 出席者

大河原加工機軸 海外営業部 島田部長、
経済産業省 安保管理課 係長

4. 噴霧乾燥機に関する質疑応答

(1) ウォーターエバポレーションキャパシティ(水をどれくらい飛ばす機械か)

固形20%水分80%のものと、固形80%水分20%では、速度が1対4と異なる。

(2) 100kg/hと言っても、乾燥して残ったもの(固形分)、水分蒸発量で見るのかによる。

(3) 規制目的は、医薬品に近い。API(医薬原体)

(4) 医薬品の場合

A. 大気放出しない。

B. 特殊バルブを使用する。アイソレーター、グローブボックスに閉じ込める。

(5) 輸出比率

30億円の売り上げのうち、6億円(20%)

(6) 水分以外で、溶剤(メタノール他)蒸発させることもある。

(7) 粒サイズは、セラミックでは、ばらつきを求められる(流れを良くし、密度を上げる)。

薬品はカプセルに定量入れるため均一性が求められる。

(8) アトマイズ化は、微粒化装置に求められる。

(9) 二次電池材料用途は、表面積を大きくするため、粒子が小さいのを求められる。

(10) 能力が1kg/hという場合も、入り口温度を変えると5~6kgできる。

ユーザーの操作条件と装置仕様のパラメータが粒サイズ、能力等に相関しており、装置仕様で粒サイズ、処理能力は決まらない。

(11) 水分蒸発 $\times G$ (空気量: 熱風) $\times (T_{in} \text{ 入口温度} - T_{out} \text{ 出口温度}) \times \text{比熱}$

(12) Disc径: D、P: 圧力、F: Feed rate=kg/Hr

$$D_{50} = F \div (RPM \times D)$$

FとRPM(回転数)は、ユーザーが決める。

$$D_{50} = F \div P \text{ (圧力)} \quad P \text{ を上げると } D_{50} \text{ は小さくなる。}$$

- (13) スプレードライヤーの中での滅菌、殺菌の概念はない。
- (14) 入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる。
- (15) 日本は、電気・電子用途分野は強いが、医薬用途は、弱い。
- (16) 装置の材質は、無機物用途で、付着性を理由にテフロンを使用することがある。また、異物混入をさけるため、乾燥対象と同じ材料(チタン等)を使用する場合がある。

以上

2月23日の討議・確認事項(候補;案)

- ◎ 製造目的は「乾燥(生物由来)毒素及び病原性微生物」の生産であり、それを大前提とし、そこに焦点を絞って討議・確認する。そのために、そこで扱う物(毒素と微生物に分けて)の物性、生産量のある程度想定することが必要である。
- ◎ 生産量は水分蒸発量の主変数である様ですが、他の変数もあることが判っている。そこで、AGで規制対象にしようとしている装置の能力を、水分蒸発量で0.4kg 以下、若しくは 400kg 以上としているが、最終製品の生産量で表すとどの程度のもの(kg)を想定しているのかを確認されたらどうか。そうしないと、議論は落ち着かないのではないか。
- ◎ 上記(4)ですが、バイオハザードは、一つは供給部分でエアロゾルの形態での漏れ、二つ目は製品の取り出し(排出)部分で顆粒若しくは粉体の飛散、三つ目は排気の部分で粉体の飛散ではないかと推測される。 Ans.: Aはクローズドシステムにするという対策だろうと思いますが、これは排気の部分だけ若しくは供給と排気の部分へのバイオハザード対策になると思います。
もう少し突っ込んで確認されるべきと考える。
- ◎ (13)については、本当に断定できるのか疑問であり、「在る」と想定すべきと考える。
- ◎ (14)について、この温風方法では完全な滅菌・殺菌にならないのではないか。
- ◎ 我が国で余り製造されていないのではないかというのは、小生の想定範囲であり、それでは、外国メーカーとしてどんな会社が在るか確認されたい。
- ◎ (16)について、内部を高温状態で運転することと、滅菌・殺菌するとなると装置内部の表面処理は限定されると考えます。通常のバイオハザード対策装置では微生物(毒素)が材料の目地や合わせ部分に残らないように金属材料の鏡面仕上げなどが施されます。
- ◎ 我が国内で生物剤の噴霧乾燥を得意とされているメーカーや有識者をご存知なら教えて(紹介)して貰う。

此処まで、()追記分